

令和2年度第2回職業訓練指導員講習(48時間講習) 受講案内

1 講習日程

令和3年2月16日(火)から2月25日(木)までのうちの7日間

講習日程表

時限 月日	1	2	3	4	5	6	7	8	
		9:20 }	10:15 }	11:10 }	12:50 }	13:45 }	14:40 }	15:35 }	16:35 }
	10:10	11:05	12:00	13:40	14:35	15:30	16:25	17:35	
2月16日 (火)	教科指導法・7H								
2月17日 (水)	教科指導法・7H								
2月19日 (金)		職業安定関係法・2H	労働基準関係法・1H、 労働安全衛生・3H						
2月20日 (土)	生活指導・6H								
2月22日 (月)	訓練生の心理・7H								
2月24日 (水)	職業能力開発促進法・1H、職業訓練原理・4H、教科指導法・2H								
2月25日 (木)	事例研究・6H						確認テスト・2H		

2 会場

愛知県職業訓練会館 大研修室（名古屋市西区浅間二丁目3-14）

3 定員

40人

※ なお、講習受講者の決定は、定員以上の申し込みがあった場合、認定訓練団体において職業訓練指導員の確保が必要な場合等を優先し、その後は抽選とさせていただきますので、御了承ください。
優先を希望される方は、各企業・団体からの理由書（書式任意）の御提出が必要です。

4 受講資格及び提出書類

別紙の「48時間講習受講資格及び提出書類一覧表」のとおり。

※ 一覧表の整理番号2、3又は13を受講資格とする方は、履修証明書とは別に「関連学科履修状況表」が必要です。この様式は当協会でご用意しますので、事前にお問い合わせください。

5 申込期間

令和2年12月16日(水)から令和3年1月15日(金)まで

6 受講料

19,600円（当協会会員の方は17,000円）

受講者には、別途請求書を送付しますので、指定する日にちまでに御振り込みください。

※ なお、開講前2週間以内（2月3日(水)以降）のキャンセルは受講料全額を申し受けますので御了承ください。

7 その他

(1) 台風等により名古屋市内に暴風警報等が発表された場合は当日の講習を中止しますが、その場合は講習の代替日又は次回講習に受講する必要があります。（この講習は全時間受講するため。）

代替日等に受講できない場合でも受講料は返金できませんので、御留意ください。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応等に伴い、本講習は急遽、延期または中止となる場合がありますので御了承ください。

8 お申込み・お問い合わせ先

愛知県職業能力開発協会 企画業務課

住 所 名古屋市西区浅間二丁目3-14（〒451-0035）

電 話 052-524-2032

F A X 052-524-2036

メール kyouiku@avada.or.jp

48時間講習受講資格及び提出書類一覧表

整理番号	根拠法令	受講資格	提出書類					
			受講申込書及び履歴書	卒業証書又は修了証明書	専門に関する修明	関学履状	連科修況	合格書の写し
1	規則 39-1	免許職種に関し、一級又は単一等級の技能検定合格者 (バルコニー施工、電子回路接続を除く)	○					○
2	附則 9-1-1	大学(通信課程を除く)において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後免許職種に関し2年以上の実務経験者	○	○	○	○		
3	附則 9-1-2	短期大学(通信課程を除く)又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後免許職種に関し4年以上の実務経験者	○	○	○	○		
4	附則 9-1-2の2	免許職種に相当する応用課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し1年以上の実務経験者	○					○
5	附則 9-1-2の3	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し3年以上の実務経験者	○					○
6	附則 9-3 告示 1	免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練のうち規則別表第6(平成5年改正前別表3の2)に基づいて行われるものを修了した者で、その後4年以上の実務経験者	○	○				
7	附則 9-3 告示 1の2	免許職種に相当する普通課程の普通職業訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し6年以上の実務経験者	○					○
8	附則 9-3 告示 1の3	免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練のうち規則別表第2(平成5年改正前別表3)に基づいて行われるものを修了した者で、その後7年以上の実務経験者	○	○				
9	附則 9-3 告示 2	免許職種に関し、短期課程の普通職業訓練(700時間以上)のうち規則別表第4(平成5年改正前別表7)に基づいて行われるものを修了した者で、その後10年以上の実務経験者	○	○				
10	附則 9-3 告示 3	免許職種に関し、昭和53年改正規則附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者で、その後10年以上の実務経験者	○	○				
11	附則 9-3 告示 4	外国の大学で免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後免許職種に関し2年以上の実務経験者	○	○				
12	附則 9-3 告示 5	免許職種に関し、旧法による認定職業訓練(3年)又は改正前の労働基準法による技能者養成を修了した者で、その後7年以上の実務経験者	○	○				
13	附則 9-3 告示 6	高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後免許職種に関し7年以上の実務経験者	○	○	○	○		
14	附則 9-3 告示 7	免許職種に関し、旧法の職業訓練(2年及び3,600時間)又は旧法の認定職業訓練(2年)を修了した者で、その後8年以上の実務経験者	○	○				
15	附則 9-3 告示 8	免許職種に関し、旧法の職業訓練(1年及び1,800時間)又は改正前の職業安定法の職業補導(1年及び1,824時間)であるものを修了した者で、その後10年以上の実務経験者	○	○				
16	附則 9-3 告示 9	旧法の施行前の失業保険法による施設において行われた職業訓練(1年及び1,824時間)であるものを修了した者で、その後10年以上の実務経験者	○	○				
17	附則 9-3 告示 10	昭和48年改正省令による改正前の規則第29条第1号に規定する県が家事サービス職業を行うために設置する施設において免許職種に関する当該職業訓練の担当者	○					
18	附則 9-3 告示 11	免許職種に相当する昭和53年改正規則による改正前の規則第1条の特別高等訓練課程の養成訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後免許職種に関し3年以上の実務経験者	○					○
19	附則 9-3 告示 11の2	免許職種に関し、昭和53年改正規則による改正前の規則第1条の特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者で、その後4年以上の実務経験者	○	○				
20	附則 9-3 告示 11の3	免許職種に相当する昭和53年改正規則による改正前の規則第1条の高等訓練課程の養成訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に6年以上の実務経験者	○					○
21	附則 9-3 告示 12	免許職種に関し、昭和53年改正規則による改正前の規則第1条の高等訓練課程の養成訓練を修了した者で、その後7年以上の実務経験者	○	○				
22	附則 9-3 告示 13	免許職種に関し、昭和53年改正規則による改正前の規則第1条の専修訓練課程の養成訓練を修了した者で、その後10年以上の実務経験者	○	○				
23	附則 9-3 告示 14	新たに訓練科が設置された場合等で、かつ担当する指導員の確保が困難な認定職業訓練(普通職業訓練)において、訓練生の指導にあたる者であって、当該職種に係る実務経験年数が15年以上の者	○	認定職業訓練実施(普通職業訓練)団体・事業所の従事証明書及び受講希望理由				

注:整理番号4～9及び22の欄中、受講資格で高度職業訓練ないし普通職業訓練とは、平成5年改正前の養成訓練のことをいう。

履 歴 書

(職業訓練指導員講習 (48 時間講習) 申込書添付用)

〒 _____ 電話番号 _____

住 所 _____ (_____) _____

ふり がな
氏 名 _____

生年月日 S・H _____ 年 月 日 取得希望免許職種 _____ 科

最 終 学 歴

昭和・平成 _____ 年 月 _____

実務経験及び職務内容

昭和・平成 _____ 年 月～ _____ 年 月 _____

昭和・平成 _____ 年 月～ _____ 年 月 _____

昭和・平成 _____ 年 月～ _____ 年 月 _____

昭和・平成 _____ 年 月～ _____ 年 月 _____

資 格

昭和・平成 _____ 年 月 _____

昭和・平成 _____ 年 月 _____

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業所 (団体) の名称
及び代表者氏名

印

(注) 1 最終学歴には、専攻科目名も記入すること。
 2 実務経験は、免許職種に関する職務に従事している期間のみを記入すること。
 3 資格には、取得技能士の種類又は技能照査について記入すること。
 4 この様式は、A4判サイズとすること。